

【使用貸借契約の合意解約にかかる提出書類】

提出書類	部数	備考
使用貸借の合意解約書	1	

○貸人・借人が亡くなっている場合は、併せて次の書類も必要です。

提出書類	部数	備考
同意書（※）	1	相続人全員の同意が必要
相続関係図	1	

※民法544条1項「当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる」

〒783-8501
南国市大桶甲2301（南国市役所2階）
南国市農業委員会事務局
電話088-880-6573